

令和 7 年度全国高等学校総合体育大会
浜田市実行委員会協賛取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、浜田市で開催される令和 7 年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）について、企業等から協賛の申し出があった場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の種別)

第 2 条 協賛の種別は次のとおりとする。

- (1) 協賛金
- (2) 協賛物品
- (3) その他、会長が認める事業協賛

(募集)

第 3 条 協賛の募集は、文書による依頼、掲示、訪問等によるものとする。

(範囲)

第 4 条 協賛によりプログラムに広告掲載を行う場合は、位置等は、対象物の目的を妨げない限度において、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会浜田市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）の定めるものとする。また、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛として受けいれないものとする。

- (1) 公益財団法人全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している企業等と同一業種及び同一製品等を取り扱っている企業等の場合
- (2) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った又はその恐れがあると認められる企業等の場合
- (3) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる場合
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (5) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る

目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合

- (6) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
- (7) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (8) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している場合
- (9) 協賛事業を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する又はその恐れがあると認められる企業等の場合
- (10) 協賛事業の内容が、法令及び公序良俗に反する又はその恐れがある場合
- (11) 協賛事業の内容が、大会の品位を傷つける又はその恐れがある場合
- (12) その他、市実行委員会が不適當と認める企業等の場合

(申込方法)

第5条 協賛の申込方法については次のとおりとする。

- (1) 協賛の申込みは令和7年度全国高等学校総合体育大会浜田市実行委員会協賛申込書(様式第1号)により行う。
- (2) 市実行委員会は、協賛金を受け入れたときは、令和7年度全国高等学校総合体育大会浜田市実行委員会協賛金受領証明書(様式第2号)を、協賛物品を受け入れたときは、令和7年度全国高等学校総合体育大会浜田市市実行委員会協賛物品等受領証明書(様式第3号)を協賛者へ発行する。

(区分)

第6条 協賛金については、大会の事業費に充てるものとする。

- 2 協賛物品については、本市開催の競技種目別大会および広報活動又は運営に関する諸物品として活用するものとする。

(協賛広告掲載の決定)

第7条 市実行委員会は第5条第1項(1)の申込書により協賛広告の申込みを受けた場合は、広告掲載の可否を決定する。

- 2 市実行委員会は、前項の可否を決定したときは、令和7年度全国高等学校総合体育大会浜田市実行委員会協賛広告掲載決定通知書(様式第4号)

又は令和 7 年度全国高等学校総合体育大会浜田市実行委員会協賛広告不掲載決定通知書（様式第 5 号）により、当該申込者に通知する。

（特典）

第 8 条 市実行委員会は、協賛広告掲載が決定した企業等に対し、別表の協賛特典の協賛金額又は協賛相当額に応じて、次のとおり特典を付与することができる。

（１）競技大会プログラムへの協賛企業等名の掲載及び協賛広告。

（２）大会支援呼称権。なお、令和 7 年 9 月 1 日以降について、一切の大会支援呼称権の行使は認められないが、令和 7 年 8 月末日までに当該特典を利用し発行した印刷物や投稿された SNS 情報等に関し、令和 6 年 9 月 1 日以降の印刷物回収や SNS 投稿情報の削除までは求めない。

（３）その他、特に会長が定めるもの。

- 2 大会支援呼称権を使用する場合は、浜田市で開催される体操競技に 特化した表現のみ可能とし、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会を包括的に支援しているという表現は認めない。具体例として「（協賛企業名）は、開け未来の扉 中国総体 2025 体操競技を応援しています。」「（協賛企業名）は、開け未来の扉 中国総体 2025 浜田市開催競技の協力企業です」等の表現が認められるものとなるため、これらの例示以外の表現がある場合は、公益財団法人全国高等学校体育連盟と協議のうえ判断するので、市実行委員会へ問い合わせること。
- 3 市実行委員会が特に必要と認める場合は、別表の協賛特典の協賛金額又は協賛相当額によらず特典を与えることができる。
- 4 第 7 条の規定により協賛広告掲載決定通知書を受けたもの（以下、「広告主」という。）は、協賛金を市実行委員会が指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、特別な理由があると市実行委員会が認めたときはこの限りでない。
- 5 協賛金は、原則振込払いとする。
- 6 市実行委員会が必要と認める広告は、別表に依らず、無料で広告を掲載することができる。

（掲載内容の変更）

第 9 条 市実行委員会は掲載決定後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が第 4 条に定める掲載の範囲に抵触し、又はそのおそれがあると認められるときは、広告主に対し広告物の内容等

の変更を求めることができる。

2 広告主が広告物の内容等の変更を希望する場合は、市実行委員会が定める日までに、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会浜田市実行委員会協賛広告内容等変更申込書（様式第 6 号）（以下「変更申込書」という。）を市実行委員会へ提出し、市実行委員会の決定により広告物の内容等を変更することができる。また、変更申込書の提出の際には変更後の広告を添えるものとする。

3 第 7 条の規定は、前 2 項の規定による広告の変更について準用する。

（掲載の取下げ）

第 10 条 広告主が自己の都合により広告の掲載の取下げを求める場合は、市実行委員会が定める日までに、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会浜田市実行委員会協賛広告掲載取下げ申請書（様式第 7 号）を会長へ提出するものとする。市実行委員会は取下げを承諾する場合は令和 7 年度全国高等学校総合体育大会浜田市実行委員会協賛広告掲載取下げ承諾書（様式第 8 号）により、当該申請者に通知する。ただし、既に納付された協賛金については、原則これを返還しないものとする。

（掲載決定の取消）

第 11 条 市実行委員会は、次のいずれかに該当する場合は、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会浜田市実行委員会協賛広告掲載決定取消通知書（様式第 9 号）により第 7 条に規定する決定を取り消すことができる。

（1）市実行委員会が指定する期日までに協賛金を納付しなかったとき。

（2）市実行委員会が指定する期日までに広告物の原稿を提出しなかったとき。

（3）第 4 条各号に該当することが判明したとき。

（4）第 9 条における掲載内容の変更に対し、広告主が応じないとき。

また、（2）、（3）又は（4）の理由により取り消された場合は既に納付された協賛金については、原則これを返還しないものとする。

(広告主の責務)

第 12 条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了している
- (4) 広告掲載された広告に関し、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、広告主の責任及び負担により解決するものとする。
- (5) 広告主は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、該当法令等を遵守しなければならない。
- (6) 大会支援呼称権を使用する広告主は、事前に市実行委員会まで広告の内容を連絡すること。また、市実行委員会からの求めに応じて、大会支援呼称権の使用実績を報告すること。

(協賛金の還付)

第 13 条 納付された協賛金は原則返還しない。ただし広告主の責めに帰さない理由により広告掲載出来ない場合で、かつ掲載期間の延長が困難な場合に限り、納付済みの協賛金を当該広告主に返還する。

(協賛金又は協賛物品等への謝意)

第 14 条 市実行委員会は、協賛金又は協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して礼状その他の方法により謝意を表すこととする。

附 則

- 1 この要項は令和 7 年 3 月 10 日から施行する。
- 2 この要項は令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 8 条関係）

協賛特典

カテゴリー	特典内容	協賛金額
プログラム A	・ 体操競技大会のプログラム広告 A4 版カラー1 ページ	10 万円以上
プログラム B	・ 体操競技大会のプログラム広告 A4 版カラー1/2 ページ	6 万円以上
プログラム C	・ 体操競技大会のプログラム広告 A4 版モノクロ 1 ページ	5 万円以上
プログラム D	・ 体操競技大会のプログラム広告 A4 版カラー1/3 ページ	4 万円以上
プログラム E	・ 体操競技大会のプログラム広告 A4 版カラー1/4 ページ	3 万円以上
プログラム F	・ 体操競技大会のプログラム広告 A4 版モノクロ 1/2 ページ	3 万円以上
プログラム G	・ 体操競技大会のプログラム広告 A4 版モノクロ 1/3 ページ	2 万円以上
プログラム H	・ 体操競技大会のプログラム広告 A4 版モノクロ 1/4 ページ	1 万 5 千円以上